



令和3年4月13日

報道機関各位

**児童クラブ利用手続の負担を軽減  
保護者等の就労等証明書類の添付を廃止**

保護者の児童クラブ利用手続上の負担軽減を図るため、保護者などの就労等を証明する書類の添付を廃止しました。

**【本件のポイント】**

- 市民の負担軽減と利便性向上のため、児童クラブ入会申請書に保護者等の勤務先や勤務時間を記入することで、証明書等の添付を不要とした。

**【本件の概要】**

- 1 適用開始時期 4月から
- 2 添付を不要とした書類
  - (1) 就労証明書
  - (2) 自営業・農業従事申立書
  - (3) 内職申立書
  - (4) 出産・疾病申立書
  - (5) 病人看護等申立書

**【問合せ】** 三条市教育委員会子育て支援課 幼児・児童係 坂下

電話：0256-45-1115